

件名	令和6年度須賀川市中小企業・小規模企業振興会議
日時	令和6年8月28日(水)15時～16時25分
場所	須賀川市役所4階 大会議室D
出席者	(1) 委員 吉田(大)委員、大賀委員、佐藤委員、熊田委員、渡邊委員、武田委員、内山委員、大友委員、鈴木(淳)委員 (2) 須賀川市長(委嘱状交付及び市長挨拶後に退席) (3) 事務局 板橋経済環境部長、塩田商工課長、深谷主幹兼課長補佐、宗形商業労政係長、鈴木主事、林主査
概要	<p>1 会議に先立ち、出席した9人の委員に市長から委嘱状の交付が行われた。</p> <p>2 次第1～9に基づき進行。</p> <p>3 「3 委員自己紹介」 各委員からそれぞれの所属元の概要及び会議への抱負等の発言をいただいた。</p> <p>4 「5 須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例制定の背景について」 (1) 須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例 (2) 須賀川市中小企業・小規模企業振興会議の組織及び運営に関する要綱 資料1により事務局が説明。</p> <p>《事務局説明要旨》</p> <p>須賀川市中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、日々変化してきており、大変厳しい状況に置かれている。また、社会経済情勢の変化への対応、人手不足の解消、事業承継や起業スタートアップ支援による新陳代謝の促進などが大きな課題となっている。</p> <p>本市に所在する事業の多くを占める中小企業・小規模企業は本市の産業を支える根幹として市の発展に大きく寄与しているという現状がある。なお、本市における中小企業・小規模企業の数全体は約2,000社となっており、内訳は中小企業が500社、小規模企業が1,500社である。</p> <p>こうした状況を踏まえ、市内の中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、地域経済を支える中小企業・小規模企業の持続的な発展に資するため、本市においては、平成28年度に本条例を制定し、29年1月から施行、29年7月には振興会による審議をスタートさせたところである。</p> <p>中小企業者・小規模企業者、経済団体、金融機関、教育機関、市民それぞれの役割と相互に連携協力し、役割の詳細については、本条例に記載のとおりである。</p> <p>施策の基本方針については、5つの柱を設け、①経営基盤の強化、②人材の育成、③販路拡大、④技術支援、⑤創業支援となっており、各施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市経済の発展及び市民生活の向上による地域経済の活性化</p>

につなげていきたいと考えている。

今後も毎年度、市の振興施策について委員の皆様から意見を伺い、それらを各施策に反映させたいと考えているので、引き続きご支援ご協力を願う。

5 「6 会長及び副会長の選出」について、事務局案が承認され、次のとおり選出。

会長 渡邊 均（須賀川信用金庫本店営業部長）

副会長 吉田大二（須賀川地区経営者協会常任理事）

6 「7 議事」

(1) 令和5年度市振興施策の実績について

市振興事業概要及び実績について（資料2-1、2-2、2-3）

(2) 令和6年度市振興施策（主要事業）の実施状況について

令和6年度市振興施策のうち、主要な事業の実施状況について（資料3）

上記（1）及び（2）について、事務局が資料に沿って説明し、その後に委員からの質疑等があった。

質疑内容は、別紙のとおり。

7 その他

各委員から委員となつての感想や各所属団体の現状や課題などについて、意見をいただいた。